

幼稚園で預かり事業をご利用の保護者の方へ**令和6年度私立幼稚園等園児補助金（満3歳児預かり保育補助金）について****○対象となる児童**

保育を必要とする満3歳児クラスの第2子以降の児童

※第2子以降とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄弟を有する児童のこと

※施設等利用給付の新3号認定対象者（満3歳児のうち非課税世帯）は本補助金の対象外です

○対象となる費用と補助金額

「実際の利用料（月額）」と「日額450円×利用日数」を比較して低い方の金額

※利用料には、食事代・おやつ代やキャンセル料等保育以外の費用は含まれません。

○申請について

以下の書類を在籍する幼稚園か、立川市役所保育課にご提出ください。

○提出期限、支払予定日等

下記のスケジュールでお支払いいたします。

それぞれの期別の提出期限を過ぎてから交付申請書等を提出した場合も、補助金の支払いは可能ですが、**令和7年4月末までに交付申請書等を提出しない場合は、令和6年度の補助金の支払いはできませんのでご注意ください。**

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
補助対象月	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
提出期限	令和6年7月18日	令和6年10月17日	令和7年1月16日	令和7年4月17日
支払予定日	令和6年8月30日	令和6年11月29日	令和7年2月28日	令和7年5月30日
提出書類	①私立幼稚園等園児補助金（満3歳児預かり保育補助金）交付申請書 ②保育の必要を確認する書類（就労証明書等） ③預かり保育を受けたことを証明する書類 ④領収書等支払いを証明する書類 ※幼稚園が直接立川市に③④の書類を提出する場合は添付不要です			

※以下に該当する場合は「保育の必要を確認する書類」の提出を省略できます。

- ①同年度中に保育の必要を確認する書類を提出しており、状況に変更がない
- ②申請児の兄弟児が施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けている
- ③申請児の兄弟児が認定こども園（保育認定）や認可保育園に在籍している

（提出不要の例）

- ①第1期の申請時に就労証明書を提出した
- ②兄弟が施設等利用給付認定（新2号）をうけている
- ③兄弟が認定こども園（2号）や認可保育園に在籍している

提出・問い合わせ先

〒190-8666 立川市泉町1156-9

立川市子ども家庭部保育課給付係

TEL 042-523-2111 内線1324